

株式交換に係る事後開示書類

(第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 3 月 2 日

株式会社ケースホールディングス

株式会社ケースホールディングス（以下、「当社」といいます。）当社と株式会社サワハタキャリアサービス（以下、「サワハタキャリアサービス」といいます。）は、2022 年 1 月 19 日付で両社の間で締結した株式交換契約書に基づき、2022 年 3 月 2 日を効力発生日として、当社を株式交換完全親会社、サワハタキャリアサービスを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。本株式交換に関する事項は下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2022 年 3 月 2 日

2. 株式交換完全子会社（サワハタキャリアサービス）における法定手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

（1）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）の手続の経過

サワハタキャリアサービスは、会社法第 785 条第 3 項の規定に基づき、2022 年 2 月 8 日付臨時株主総会招集ご通知により、サワハタキャリアサービスの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である当社の商号及び住所を通知いたしましたが、サワハタキャリアサービスの株主からの株式買取請求はありませんでした。

（2）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）の手続の経過

サワハタキャリアサービスでは、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していなかったため、該当する事項はありませんでした。

（3）債権者の異議申述（会社法第 789 条）の手続の経過

該当する事項はありません。

3. 株式交換完全親会社（当社）における法定手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

（1）反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）の手続の経過

当社は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。会社法第 797 条第 1 項但書の規定に基づき、反対株主は株主買取請求権を有しないため、該当する事項はありませんでした。

（2）債権者の異議申述（会社法第 799 条）の手続の経過

該当する事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社（当社）に移転した株式交換完全子会社（サワハタキャリアサービス）の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により、当社に移転したサワハタキャリアサービスの株式の数は、サワハタキャリアサービスの発行済株式総数 190 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

（1）サワハタキャリアサービスは、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 2 月 8 日開催の臨時株主総会の決議によって、株式交換契約の承認を得ています。

（2）当社は、本株式交換に際して、本株式交換により当社がサワハタキャリアサービスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時のサワハタキャリアサービスの株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有するサワハタキャリアサービスの普通株式 1 株につき当社の普通株式 1,128 株の割合をもって割当交付いたしました。当社が割当交付した普通株式の合計は 214,320 株です。

（3）本株式交換による、当社の資本金、資本準備金、利益準備金の増加はありません。

以 上

本書は会社法第 801 条第 3 項第 3 号の定めに基づき本店に備置すべき書類の写しに相違ありません。

2022 年 3 月 2 日

茨城県水戸市柳町一丁目 13 番 20 号
株式会社ケースホールディングス
代表取締役 平 本 忠

